

## ボランティア情報の取り扱いに関する方針

2007年2月8日

明治学院大学ボランティアセンターでは、以下に該当するボランティア募集团体の活動を、センターを通して紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動。
- 2) 営利を目的としない活動。
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動。
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

### 1：ボランティア募集の受付

- ・ はじめてボランティア活動を募集する団体は、「団体の責任者およびボランティア募集担当者の名刺」、「組織概要が分かるパンフレット等」、「ボランティア募集チラシ」を持参の上、センターへ来室をお願いいたします（官公庁等の公共機関の場合は上記に限りません）。
- ・ 受付時に「明治学院大学ボランティアセンター団体登録票」に記入をお願いいたします。
- ・ ボランティア募集团体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績が分かる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 本学生がボランティア活動をおこなった際に、募集の条件と異なる状況が生じた場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターが活動先と調整、苦情申し出等の対応をいたします。
- ・ 個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学先・勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。

### 2：ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

#### 1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

[団体例]：ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、大使館、企業、労働組合など。

※企業においては非営利による社会貢献活動に限ります。

2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

- ・ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。
- ・有償活動とボランティア活動を明確に区別していること。

3) 以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

- ・政治的・宗教的活動を目的とする活動。
- ・危険が伴うもの。
- ・人体に有害なもの。
- ・法令に違反するもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・受付時に不審な状況が見受けられるもの。
- ・その他不相当だと判断されたもの。

3：ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と明治学院大学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・ボランティア申し込み者に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
- ・活動をはじめの前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなうこと。
- ・ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- ・学生がボランティア活動をおこなう際には、あらかじめボランティア保険に入っていることを確認してから、活動をはじめること。

4：活動時間

- ・活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないでください（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠しています）。
- ・夜10時以降の深夜活動を禁止します。

## 5：のぞましくないボランティア活動

- ・精神的、肉体的苦痛が心配されるもの。
- ・水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの。
- ・車の運転が活動の内容に含まれるもの。
- ・宿泊を伴うもの（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動についてはこの限りではありません）。
- ・本来有資格者によってなされるべき活動。

## 6：禁止事項

ボランティア保険に加入しないで、ボランティア活動をおこなうこと。

## 7：免責

ボランティアセンターで紹介するボランティア情報に関して、発生したトラブル等に対しセンターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。